

# 大分県報

令和元年  
七月六日  
号外（一九）

（土曜日）

## 目次

### 告示

知事の職務を代理する副知事の順序……………一

### 訓令

大分県副知事の担任意務に関する規程の一部改正……………一

## ○告示

### 大分県告示第百二号

知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

令和元年七月六日

大分県知事 広瀬 勝貞

第一順位 副知事 安東 隆

第二順位 副知事 尾野 賢治

### 附則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 知事の職務を代理する副知事の順序を定める告示（平成二十九年大分県告示第三百七十七号）は、廃止する。

## ○訓令

### 大分県訓令甲第二号

本地方機関

大分県副知事の担任意務に関する規程（平成二十九年大分県訓令甲第三十号）の一部を次

令和元年七月六日

大分県報号外（告示・訓令甲）

のように改正する。

令和元年七月六日

大分県知事 広瀬 勝貞

第一条の表の副知事二日市具正の担任意務の項を削り、同表に次のように加える。

### 副知事尾野賢治の担任意務

- 一 総務部に関する事。
- 二 企画振興部に関する事。
- 三 福祉保健部に関する事。
- 四 生活環境部に関する事（防災局に関する事（知事が別に指定することを除く。）を除く。）。
- 五 会計管理局に関する事。
- 六 部局間連携・調整に関する事。
- 七 県議会との連絡調整に関する事。
- 八 人事委員会との連絡調整に関する事。
- 九 選挙管理委員会との連絡調整に関する事。
- 十 病院局との連絡調整に関する事。
- 十一 教育委員会との連絡調整に関する事。
- 十二 その他知事が指定する事。

### 附則

この訓令は、公示の日から施行する。